

広報

さかき

2021 February

2

No.527

令和3年2月



無病息災を願い

どんど焼き (上五明区)

第6回

坂城のお雛さま ～立雛の世界～



町内外に残る江戸時代から現代までの雛人形を一堂に集め、「坂城のお雛さま」を開催します。現代のつるし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。皆さんのお越しをお待ちしています。新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じて開催しますが、今後の状況によってはイベント等が中止となる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

2月16日(火)

▶ 3月28日(日)

坂木宿ふるさと歴史館 鉄の展示館

開館時間 両会場とも午前9時～午後5時
(最終入館は4時30分まで)

入館料 ・坂木宿ふるさと歴史館…100円
・鉄の展示館…400円
(両会場とも中学生以下は無料)

※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館入館料は無料。

※坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館入館料は300円。

関連イベント

●坂木宿とお雛さまをめぐるガイドツアー

日時 期間中の毎日曜日 午前10時～正午(3月28日除く)
集合場所 坂木宿ふるさと歴史館(受付…午前9時30分)
案内 坂木宿ふれあいガイド **参加費** 400円(入館料含む)

●一期三振り～曲者を追え！～

安土桃山時代の刀工・國廣らの刀三振りの中に曲者(贋作)が!? 曲者を見抜くことができるか。

日時 期間中の毎日曜日 午前9時～午後4時(随時)
場所 鉄の展示館 **参加費** 500円(別途入館料が必要)

●つるし飾りを作ろう！

針も糸も使わず簡単にできる華やかな「つるし飾り(結び)」を作ってみませんか。

日程 2月27日、3月6日、3月13日(すべて土曜日)

時間 [午前の回] 10時から [午後の回] 2時から

場所 坂木宿ふるさと歴史館

参加費 500円(別途入館料が必要)

定員 各回4名(※事前申込み制 ☎82-4193まで連絡)

◎問い合わせ先 鉄の展示館 ☎82-1128 坂木宿ふるさと歴史館 ☎82-4193

東北信市町村交通災害共済に加入しましょう

共済期間中、国内の道路で運行中の自動車・バイク・自転車・電動カートなどに乗っている際の衝突・転落・転倒などによる人身事故や、歩行中、車などによって事故に遭ったときに、通院や入院など災害の程度に応じて見舞金を支給します。詳しくは、広報2月号と一緒に配布したチラシをご覧ください。

年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

申込方法

申込書(会員証)は、はがきタイプで、名前が印字されています。加入される方は、加入欄に○を記入し、会費を添えて各区のとりまとめ担当役員さん(組合長さんなど)に提出するか、住民環境課窓口へ直接お申込みください。

受付期間

・各区のとりまとめ担当役員さん(組合長さんなど)を通じての申込み
…3月5日(金)まで

・住民環境課窓口で直接申込み

…随時受付

加入資格

町内に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

※新たに転入された方などで加入したい場合はご相談ください。

共済期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

◎問い合わせ先 住民環境課生活安全係

☎82-3111(内線124)

直通75-6204

国民年金のお知らせ

令和3年度の保険料は
月額16,610円

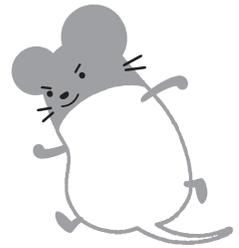
◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線123) 直通75-6204

国民年金の納付について

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替やクレジットカード納付のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。【下表参照】

口座振替の申込、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

口座振替や
クレジットカード
納付が便利



前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、新年度の割引額は2月下旬ごろ決定されます。（下表では、参考として令和2年度の年額及び割引額を記載しています。なお、令和2年度の保険料は月額16,540円でした。）

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限

▶ 2月26日(金)

◆口座振替で納付する場合

振替方法	振替日(令和3年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	381,960円	15,840円
1年前納	4月末	194,320円	4,160円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,110円×2回	1,130円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,490円(月額)	50円(月額)

【参考】昨年度(令和2年度)の年額と割引額



※納付書(現金払い)の場合、早割のお取り扱いはありません。
※2年前納の納付書は申込が必要です。

◆納付書(現金払い)で納付する場合

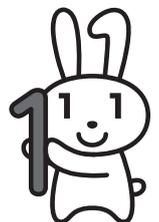
納付方法	納付期限(令和3年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	383,210円	14,590円
1年前納	4月末	194,960円	3,520円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,430円×2回	810円×2回

◆クレジットカードで納付する場合

クレジットカード納付による前納割引制度の割引額は納付書(現金払い)と同額です。

被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

町や日本年金機構では、利便性の向上を図るため、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出や添付書類の省略などを行っています。年金に関する各種手続きの際は、マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカードや通知カード)をお持ちください。



保健センターだより

保健センター
☎82-3111 (内線511)
直通75-6230

《令和3年度》

健康診査・がん検診等の申込みについて

毎年、坂城町に住民登録をしている19歳以上の方全員に『健康診査・がん検診等申込書』を配布し、提出をお願いしています。提出いただいた申込書をもとに検診等のご案内を行っており、各検診で《町の検診を受ける》を選ばれた方には、後日、日程等の詳しいご案内を通知します。

町の検診では、受診者の検診に係る検査費用の約半分を町が負担しており、また、文化センターや保健センターなど身近な会場で受診することができます。申込書の提出後も、検診の新規申込み・変更・キャンセルなどは随時受付していますのでご連絡ください。

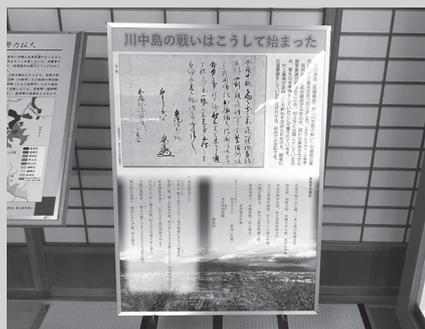


■令和3年度から乳がん検診の受診申込み対象が変わります

町実施の乳がん検診	受診間隔	令和3年度からの変更点
乳房超音波検診	1年に1回を推奨	変更なし
乳房マンモグラフィ検診	2年に1回を推奨	①受診対象年齢の上限をなくし、対象者を「40歳以上の女性」とします。 ②受診対象者を「前年度に受診していない方」から、「年度内に『奇数』年齢になる方」とします。

※令和3年度は「年度内(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に奇数年齢になる方」が対象となります。対象とならない方については、乳房超音波検診をお受けいただきますようお願いいたします。

坂木宿ふるさと歴史館では、信濃村上氏に関する史料の常設展示をしています。1月から、郷土の武将・村上義清に関連した新たに発見された史料を、複製写真を用いたパネル展示で紹介しています。



坂木宿ふるさと歴史館 村上義清関連の新史料(複製)を 展示しています

ら応援の要請があったこと、村上方とは親しくしていることで軍勢を用意していること、などが記されています。

天文22年から永祿7年(1564)の間に上杉氏と武田氏が争った「川中島の戦い」の始まりに、坂城を拠点とする村上義清が大きく関わっていたことがうかがえます。

複製ではありませんが、「信州坂木」「村上方」などはつきりと読み取ることができ、ぜひご来館いただき、じっくりとご鑑賞ください。

■学芸員による史料解説を行います

日時 2月7日(日)

午後1時30分から

場所 坂木宿ふるさと歴史館

(別途入館料が必要)

◎問い合わせ先

文化財センター

☎82-1109

雇用調整助成金等申請支援補助金(延長)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従業員等の雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の助成を受けようとして、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対する補助金の申請期限を、令和3年3月31日(水)まで延長します。

補助対象者

町内の事業所の事業主で、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の申請を社会保険労務士に依頼した方

補助限度額

10万円(補助率10/10)[1事業者1回限り]

申請期限

令和3年3月31日(水)まで

(対象期間: 緊急対応期間<令和2年4月1日~令和3年2月28日>に実施した休業等)
※締め切りまでに申請の受付が完了したもののみ対象

補助対象経費

「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の申請書作成業務等を社会保険労務士に委託して支払った費用(消費税を除く)



※その他、申請方法や提出書類については下記までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

町消防団第1分団に 新しい積載車を整備しました

町消防団第1分団に新しい軽四輪駆動積載車が整備され、12月21日(月)、車両の入魂式が行われました。

新積載車は、後部座席に屋根があるデッキバンタイプで、町消防団には3台目の導入となります。このタイプは、従来のタイプと比べ、乗員の安全性の向上と悪天候時の移動の負担を軽減することができ、現場での団員のより一層の活躍が期待されます。



人権擁護委員に中村清子さん

任期満了に伴い、町長が推薦した中村清子さんが議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。中村さんは、平成30年から1期(3年間)ご尽力いただいた小山みつ江さんの後任となります。町には、下記の6名の人権擁護委員がおり、人権に関する悩みなどの相談に応じています。

また、法務局では、様々な人権問題について専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって相談を受け付けています。

相談は無料で、秘密は堅く守られますのでご利用ください。

○みんなの人権110番

☎0570-0003-110

○子どもの人権110番

☎0120-007-110

○女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

■坂城町の人権擁護委員

- ・竹内琴美委員(南条)
- ・中村清子委員(南条)
- ・島田秀一委員(中之条)
- ・田原茂樹委員(坂城)
- ・林 律子委員(坂城)
- ・小林晴茂委員(村上)

お知らせ

2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)
介護保険料(第8期)
納期限は3月1日(月)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料は、コンビニでは納付できません。)

口座振替は、3月1日(月)に指定口座から振替をします。で、振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月16日(火)までにご連絡ください。(ゆうちよ銀行は次の期からの振替になります。)

◎問い合わせ先

総務課収納推進係
☎82-3111(内線142)
直通75-6206

非常勤の保育士職員
(会計年度任用職員)
を募集します

■フルタイム勤務
任用期間 令和3年4月1日
〜令和4年3月31日(勤務実

績により継続任用あり)
勤務場所 町内保育園
勤務条件

○休園日を除く月々金曜日(土曜日の交替勤務や行事による休日出勤の場合あり)で、週38時間45分勤務

○健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険に加入

○給与などは坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給

○応募資格 保育士資格(令和3年3月31日までに資格取得見込み含む)

○提出書類
○申込書(役場教育文化課窓口及び坂城保育園にあり)

○市販の履歴書(顔写真貼付)
○保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

○応募方法 2月15日(月)までに提出書類を下記応募先まで提出

※書類選考後、面接試験を実施します。(日時は後日通知)

■パートタイム勤務
任用期間 令和3年4月1日
〜令和4年3月31日(勤務実績により継続任用あり)

勤務場所 町内保育園
勤務条件
○休園日を除く月々土曜日の

午前7時30分〜午後7時30分までのうち相談による
○1日7時間45分未満及び週5日以内

○給与などは坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給

○応募資格 保育士資格(令和3年3月31日までに資格取得見込み含む)

○提出書類
○市販の履歴書(顔写真貼付)
○保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

○応募方法 2月15日(月)までに提出書類を左記応募先まで提出

◎応募・問い合わせ先
・教育文化課子ども支援室
☎82-3111(内線253)
直通75-6209

・坂城保育園
☎82-2111

公民館主催イベント等
中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、開催を予定していた次の各イベントについて、中止とします。ご理解いただきますようお願いいたします。

■第34回分館対抗球技大会
(2月21日開催予定)

■子ども茶の湯教室
(3月6日開催予定)

■第38回坂城町将棋大会
(3月21日開催予定)

■第38回坂城町囲碁大会
(3月28日開催予定)

◎問い合わせ先
坂城町公民館(文化センター内)
☎82-2069

イトーヨーカドーとくし丸
運行スケジュール変更

買い物にお困りの方などの支援を目的として、町内で運行している移動販売車「イトーヨーカドーとくし丸」の運行スケジュールが、2月1日(月)から変更になります。(下表参照)変更後は、毎週月曜日(泉区公民館)と水曜日(坂木宿ふるさと歴史館駐車場、北日名公民館)の週2回移動販売が行われますのでぜひご利用ください。

また、ご自宅前での移動販売を希望される方は、イトーヨーカドーアリオ上田店までご連絡ください。

◎問い合わせ先
・商工農林課商工観光係
☎82-3111(内線154)
直通75-6207

・イトーヨーカドーアリオ上田店
☎0268-27-6611

■変更後の運行スケジュール

販売時間	月曜日	水曜日
9:55 ~ 10:05	—	ふるさと歴史館駐車場
11:30 ~ 11:45	—	北日名公民館
13:40 ~ 14:00	泉区公民館	—

※時間は目安であり、交通状況などによって多少前後します。

■県営住宅 2月統一募集

受付期間
2月10日(水)〜19日(金)
※11日(木)・13日(土)を除く
受付場所
長野県住宅供給公社3階
募集団地等

2月上旬ごろ、長野県住宅供給公社ホームページに掲載

◎問い合わせ先
長野県住宅供給公社県営住宅課
☎026-227-2322

申告期限は3月15日(月)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

前日までに
予約が必要です

令和2年分の所得税の確定申告・令和3年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(令和2年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などを適正に受けられない場合がありますので、**必ず3月15日(月)までに申告してください。**

申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

- ①期 間 2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日・祝を除く
- ②時 間 午前9時～12時・午後1時～4時まで 《新型コロナウイルス感染予防のため、前日までに予約が必要です》
2月1日(月)から電話にて予約受付を始めます。
電話番号(予約専用電話) 75-7002

③場 所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)

④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・印鑑・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)
- 2 令和2年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費通知書」、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)、「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護認定で対象となる場合)など
- 7 個人番号(マイナンバー) 確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーカードの写しまたは個人番号(マイナンバー)記載の住民票など
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人) 確認のための、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の保険証などの身分証
- 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
- 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買) 雑損控除・所得税の災害減免、国内外在住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別税額控除(初年度)、青色申告、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

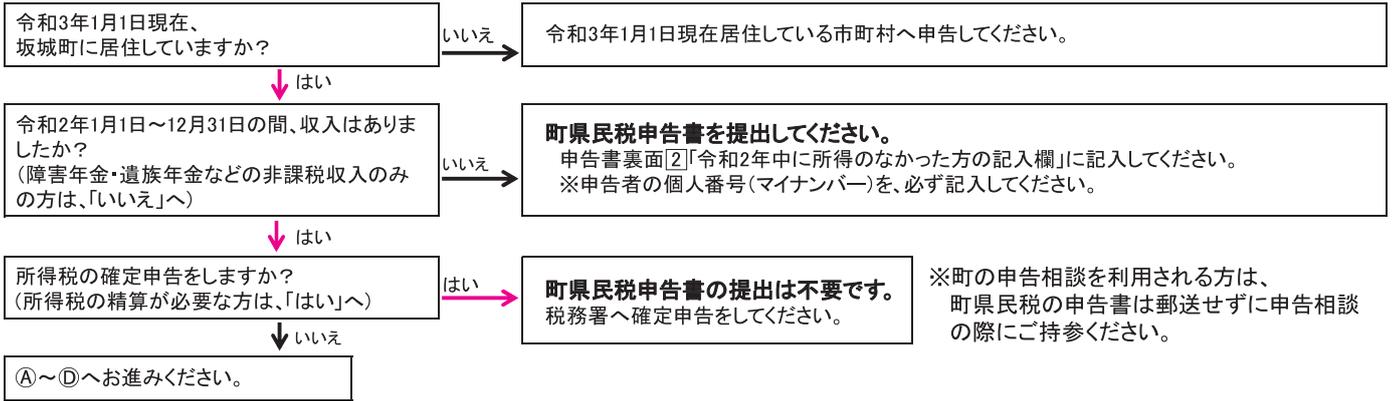
所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

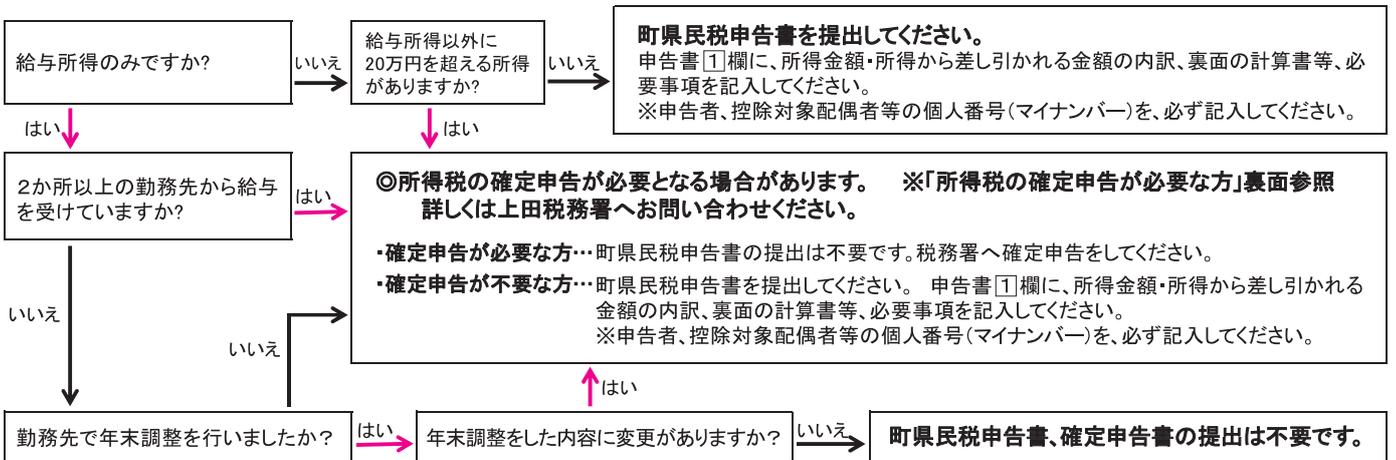
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所以上から支給されていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

『町県民税申告・確定申告フローチャート』

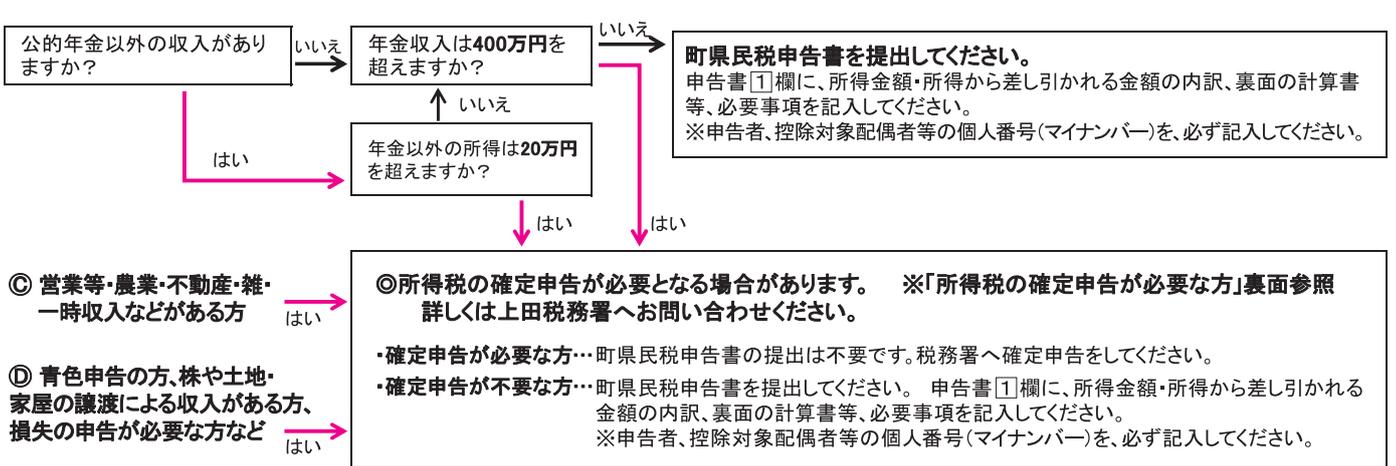
【スタート】



① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



② 公的年金収入のある方



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ

坂城町役場 1階総務課税務係
電話 82-3111(内線143、144)
75-6206【直通】

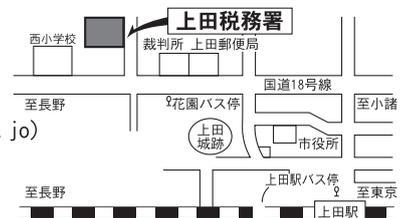
◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号
電話 22-1234(代表)

国税庁のホームページで
所得税の確定申告書が作成
できます。

(所得税の確定申告書等作成
コーナー-<http://www.nta.go.jp>)

自宅からインターネット
で申告できるe-Taxもご利用
ください。



令和3年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要かご確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町 HP からダウンロードしてご利用ください。

※令和2年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、ご確認くださいませようお願いします。

申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入し、印欄に押印をしてください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（8）の該当する欄を、
前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

申告書の提出

令和3年3月15日（月）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※町県民税申告書と同封した返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

申告書の記入について

所得金額（令和2年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面1④、⑤、⑥欄に転記してください。 								
不動産所得	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面1④、⑤、⑥欄に転記してください。 								
配当所得	<ul style="list-style-type: none"> ・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。 								
給与所得	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票（写し等）を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。 								
雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S31.1.1以前生まれの方です。） 								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 ^(*) (*) 年齢等により控除額が異なります
	65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円	
		410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円	
		770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円	
1000万円未満		95%	145.5万円	1000万円未満		95%	145.5万円		
	1000万円以上	100%	195.5万円		1000万円以上	100%	195.5万円		
<ul style="list-style-type: none"> ・「業務欄」には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、「その他」欄には生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。 									
総合譲渡・一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。 								
分離課税	<ul style="list-style-type: none"> ・公共取用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（取用）証明書を添付し申告してください。 								

専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人が支出した金額（生計を一にする親族のために支出した金額が対象となるものもあります）。

雑損控除	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額) － (総所得金額等の合計額) × 10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
医療費控除	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
医療費控除 (セルフメディケーション税制)	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」を必ず添付してください。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
社会保険料控除	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
生命保険料控除	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度 (H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度 (H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円) ※支払証明書を必ず添付してください。	旧制度 (H23.12.31以前締結分)		新制度 (H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度 (H23.12.31以前締結分)		新制度 (H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
寄附金税額控除	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

扶養控除等の内訳

配偶者控除	令和2年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																					
	配偶者控除																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	90万円以下	33万円	38万円	90万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1000万円以下	11万円	13万円							
所得者の合計所得金額	控除額																					
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																				
90万円以下	33万円	38万円																				
90万円超950万円以下	22万円	26万円																				
950万円超1000万円以下	11万円	13万円																				
16歳未満(年少)の扶養親族	扶養控除																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少(注1)</td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少(注1)	16歳未満の方	控除額なし			
区分	該当者	控除額																				
老人	70歳以上の方	38万円																				
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																				
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																				
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																				
年少(注1)	16歳未満の方	控除額なし																				
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																					
障害者控除	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族(注2)の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円													
区分	控除額																					
普通障害者	26万円																					
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																					
同居特別障害者	53万円																					
本人該当欄	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方 夫と離婚され、その後再婚していない方で扶養家族(所得金額が48万円以下)を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>寡婦に該当し、扶養する子を有する方 妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有する方(旧寡夫) 未婚(ひとり)で扶養する子を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td rowspan="2">障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>すべての方が受けられる控除</td> <td>43万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方 夫と離婚され、その後再婚していない方で扶養家族(所得金額が48万円以下)を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	26万円	ひとり親	寡婦に該当し、扶養する子を有する方 妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有する方(旧寡夫) 未婚(ひとり)で扶養する子を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	30万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円	特別	30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	すべての方が受けられる控除	43万円
	控除区分	内容	控除額																			
	寡婦	夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方 夫と離婚され、その後再婚していない方で扶養家族(所得金額が48万円以下)を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	26万円																			
	ひとり親	寡婦に該当し、扶養する子を有する方 妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有する方(旧寡夫) 未婚(ひとり)で扶養する子を有する方 いずれも合計所得金額が500万円以下の方	30万円																			
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円																			
		特別	30万円																			
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																				
基礎控除	すべての方が受けられる控除	43万円																				

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

主な改正点

給与所得控除額・公的年金等控除が10万円引き下げとなり、基礎控除額が10万円引き上げ(43万円)になります。これにより、扶養親族となる人の合計所得額が48万円以下になります。(配偶者特別控除対象は48～133万円の所得)

農地相談会のお知らせ

町農業委員会及び町農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借りたいなどの希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

期日・場所

- 2月8日(月) 文化センター中会議室
 - 2月9日(火) 金井振興センター
 - 2月10日(水) ふれあいセンター(上平公民館)
 - 2月12日(金) 役場第3会議室(3階)
- 時間 各会場 午前10時～正午
相談員 町農業委員・推進委員
◎問い合わせ先
農業委員会事務局
(商工農林課内)
☎82-3111(内線156)
直通75-6207

女性のための相談会

町女性専門相談員による女性の悩みや困りごとについての相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。

相談は無料で秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時

2月18日(木)
午後1時30分～3時30分

場所

隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係
(隣保館内)
☎82-6603

里親カフェ

～とともに歩む喜び～

家庭を必要としている子どもたちのための里親制度の説明会を開催します。

日時

2月28日(日)
午後2時～4時

場所

千曲市役所
302会議室(3階)

定員

15名

参加費

500円
(おみやげが付きます)

◎事前申込みが必要です。

◎申込・問い合わせ先

松代福祉寮(玉井さん)
☎026-278-2556

更埴地区老人大学 学生募集

各種の活動を通じて、高齢者としての教養を深め、お互いの

仲間づくり、人間性豊かな生きがいのある生活を送るため、更埴地区老人大学を開校します。感染症対策を徹底しながらの特別開校です。

入学資格

坂城町に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方

会場

千曲市戸倉創造館

学習内容

講義、野外研修、移動教室

授業料

1講座につき500円

その他

野外研修と移動教室は実費

募集期間

2月1日～26日

◎申込・問い合わせ先

更埴地区老人大学事務局

☎026-276-2687

福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線136)

直通75-6205

長野県シニア大学
〔一般コース〕学生募集

入学資格 県内在住で概ね50歳以上の方

学習内容 教養・実技・社会活動講座など

授業料 年額12000円
(別途教材費等必要)

募集期間 2月1日～3月31日

募集人数 若干名

◎申込・問い合わせ先

長野県シニア大学上小学部

☎0268-25-7124

福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線136)

直通75-6205

北信地域合同企業説明会
のお知らせ

北信地域の優良企業80社以上が集合し、学生の皆さんと個別の面接を実施します。

また、参加された皆さんには「2022企業ガイドながの北信版(企業情報冊子)」を無料でお渡しします。

日時 3月8日(月)
午前11時30分～午後4時30分

場所 ホテルメルパルク長野
対象者 令和4年3月に大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の方、大学1～2年生、保護者の方

参加料 無料
事前申込 不要
※詳しくは企業ガイドながのホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先
長野労務対策協議会
☎026-227-2720
更埴職業安定協会
☎026-293-5762

しなの鉄道株式会社 からののお知らせ

しなの鉄道株式会社では、新型コロナウイルス感染症防止のため、次のような対策を実施しています。利用される際は皆さんもご協力をお願いします。

○乗務員、駅係員のマスク着用と手洗いの励行

○自動券売機など手指が触れる設備や機器の消毒

○駅構内トイレへの消毒液の設置

○改札窓口への飛沫感染防止シートの設置

○停車駅での全ドアの開閉や車両の通気口の開放による車内換気の徹底

○車両内の定期的な消毒清掃

○駅構内放送や車内放送での時差出勤やテレワーク等へのご協力の呼びかけ



◎問い合わせ先

しなの鉄道株式会社
☎0268-21-3470



学校だより

「コロナ禍でもがんばった児童会」

坂城小学校6年1組 中乗 紗千

今年度の児童会のスローガンは、「笑顔あふれて みんな仲良し 坂城っこ」です。

このスローガンには「学校のみんなが、笑顔で仲良くできる坂城っこ」という思いや願いが込められています。

一番最初に行った児童会行事は、初ズームによる児童総会です。みんなズームを使うのが初めてだったので、機械に詳しい先生に使い方を教えてもらいながら、たくさん練習しました。そして、いよいよ本番。



今年度の各委員何が何をやるか全校に伝えたり、見る人たちが飽きないように途中でクイズを出したりしました。質問を出してもらったり受け答えたりで四十五分があつたという間でした。児童集会が終わった時に、先生方にすぐくほめられてうれしかったです。

もう一つ児童会でやった大きな行事がありました。それは、坂城っこフェスティバルという児童会祭りです。本当だったら、毎年4、5、6年の各委員会でお店を開き、1年〜6年までのグループで交代してお店を回ります。今回はコロナ

の影響で、6年だけでお店をすることになりました。感染しないように姉妹学級ごとに1時間ずつお店に来てもらいました。私たちは、消毒などコロナ感染防止をしながら、無事に坂城っこフェスティバルは終わりました。準備から片付けまで一日中かかって疲れたけど、全校の皆さんの「笑顔・仲良し」の姿が見られてうれしかったです。それから数日して、各学級からお礼のメッセージが届きました。思いがけないプレゼントでびっくりしました。

今年度の児童会では、色々な行事がコロナの影響で縮小や中止になりましたが、コロナが流行してるからこそ、みんなアイデアを出し合ってきたこともたくさんありました。この経験をいかして中学でもがんばりたいです。



食育だより



食育・学校給食センター
082-22559

家でのくらしい牛乳を飲んでいきますか？

毎日「こつこつ」カルシウム！

■カルシウムが不足しています

広報さかき令和3年1月号の食育だよりでご紹介した「児童生徒の食に関する実態調査」(令和元年度実施)によれば、家で牛乳を「毎日飲む」小中学生が、調査ごとに減ってきています。朝ごはんは牛乳を飲む人の割合も減っています。牛乳に含まれる「カルシウム」は、日本人に不足しがちな栄養素です。

■年齢と骨密度の変化

小中学生は、一生のうちで骨密度を大きく増やす大事な時期です。骨密度は成人を迎える頃にピークとなりますが、特に、男性は中学生の時期、女性は小学校中学年から中学生の時期には、親世代よりも多くの量のカルシウムを必要とします。しかし、前述の実態調査でもわかるように、牛乳を飲む機会が減ってしまえば、年齢ごとに推奨されているカルシウム量が摂取できていません。

■毎日「こつこつ」カルシウムをとりましょう

成長期の小中学生にはたくさんのカルシウムが必要です。朝食や休日でも牛乳や乳製品を取り入れましょう。また、小魚、大豆や豆腐などの大豆製品、ほうれん草などの青菜、海藻、ごまなどのカルシウムが多く含まれている食材も積極的に利用しましょう。

☆ 子育て支援センターだより ☆

— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

「節分」はどんなことをするの？

節分はみんなが健康で幸せに過ごせるようにと願い、悪いものを追い出す日です。匂いの強い焼いたイワシの頭とヒイラギを玄関に飾る風習もあります。

豆まきをするのは「魔物を滅する＝魔滅」という説もあり、また、恵方巻を食べるのは関西地方が発祥とされ、その年の恵方を向き、太巻き1本を無言で食べるのが習わしとされています。子どもと好きな具材で作ってみるのも楽しいですね。



2月の行事予定 〈時間正確にお集まりください〉

日程	内 容	時 間
2日(火)	図書交換(前日までに返却ください)	午前9時30分
3日(水)	わくわくタイム～体づくり～	午前10時
13日(土)	開館日(ハッピーベビー教室)	午前中
16日(火)	おひなさま制作	午前10時
17日(水)	ボランティア懇話会	午後1時
18日(木)	おはなしでてこい(どんぶらこ劇場)	午前10時
25日(木)	ママのための就労相談	午前10時
26日(金)	身体測定と食育相談	午前10時
27日(土)	開館日(ハッピーベビー教室)	午前中

※内容の詳細は、未就園児がいるご家庭に毎月配布している「すくすくひろば」を参考にしてください。ご不明な点は、センターまでお問い合わせください。

今月の相談日

家庭児童相談員	支 援 センター	火・水・木曜日 午前9時～午後5時(分室訪問時間を除く)	
	分室訪問	南条保育園 2日(火)、16日(火)	午前9時 ～ 午後1時
		坂城保育園 9日(火)、17日(水) 村上保育園 4日(木)、18日(木)	
保育園栄養士の食育相談	随時(申込みにより日時を決定) ※相談希望の方は、支援センター及び各分室にお申込みください。		

※行事予定および相談日については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・変更となる場合がありますので、詳しくはセンターまでお問い合わせください。

あそびに来る方へ

開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇第2・4土曜日 午前9時～正午

わくわくタイム ～クリスマス～



昨年12月22日に開催した「わくわくタイム～クリスマス～」では、3か月から3歳までの子どもたちが参加し、さやかなクリスマス会を楽しみました。

はじめにお名前を呼んでから手遊びをし、続いて、鈴やタンバリン、カスタネットなどを持って合奏をしました。にぎやかなガチャガチャバンドの演奏となりました。

その後、ステキなお客さんが現れて一人ひとりにプレゼントが配られました。



2月の子育てグループの予定

いっぱい遊ぼうグリとグラ(月曜日)

15日：新聞びりびり遊び
リーダー：池田 麻衣子さん

はらぺこあおむし(金曜日)

12日：室内遊び
リーダー：笠井 菜さん

センターへの持ち物

水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋、お弁当(希望者)

当番医（医科・歯科）



2月

7日(日)	とよき内科 中沢医院 安川整形外科クリニック 柳沢歯科医院	【千曲市磯部】 ☎(026)276-0413 【千曲市小島】 ☎(026)272-0131 【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611 【千曲市稲荷山】 ☎(026)273-5638
11日(木)	とも泌尿器科クリニック 飯島医院 中沢内科医院 宮坂歯科医院	【千曲市磯部】 ☎(026)261-5815 【千曲市中】 ☎(026)272-0269 【千曲市稲荷山】 ☎(026)272-1013 【千曲市小島】 ☎(026)272-0133
14日(日)	市川内科医院 千曲中央病院 林歯科医院	【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-5515 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212 【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-1064
21日(日)	村上堂大井クリニック もみのき内科クリニック いなりやまクリニック 宮島歯科医院	【網掛】 ☎81-3131 【千曲市寂蒔】 ☎(026)272-3610 【千曲市稲荷山】 ☎(026)214-3501 【千曲市粟佐】 ☎(026)273-3064
23日(火)	さかき生協診療所 とぐらクリニック 島谷医院 大塚歯科クリニック	【中之条】 ☎82-0101 【千曲市戸倉】 ☎(026)275-0405 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1201 【千曲市上山田温泉】 ☎(026)276-5508
28日(日)	武市医院 かいぬま耳鼻咽喉科医院 島田クリニック 滝沢歯科医院	【中之条】 ☎82-2606 【千曲市内川】 ☎(026)275-3341 【千曲市小島】 ☎(026)273-8788 【千曲市粟佐】 ☎(026)272-1132

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
☎82-3111(内線 511、512) 直通 75-6230



健診	対象児	受付日時
7か月児健康相談	令和2年7月～8月生	9日(火)午前9時
1歳児健康相談	令和元年12月～令和2年1月生	26日(金)午前9時
1歳6か月児健康診査	令和元年6月～7月生	5日(金)午後1時

粗大ごみの回収・資源物のサンデーリサイクル

7日(日)、21日(日) 午前8時30分～10時
日精樹脂工業(株)様 駐車場

- 対象品目**
- ①粗大ごみ、家電6品目(有料)
 - ②資源物のサンデーリサイクル
(びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等・古着等の布類)
 - ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計)

■令和元年12月分 230.60 t
■令和2年12月分 206.80 t ← **-23.80 t**

ごみを減らしましょう!

いろいろな相談



心配ごと
法律相談

10日(水)、19日(金)
午前9時30分～正午
役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、19日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

15日(月) 午前9時30分～正午
役場第5会議室(3階)

年金相談

17日(水) 午前9時～午後4時
役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、9日(火)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線 122) 直通 75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)
相談

3日・10日・17日・24日(すべて水曜日)
午後1時30分～4時
役場第5会議室(3階)

すこやか相談

10日(水) 午前9時～正午
保健センター

お子さんの体重測定や子育て・離乳食の相談など、お気軽にご相談ください。相談をご希望の場合は、事前に保健センター【☎82-3111(内線 512) 直通 75-6230】へお申込みください。

坂城町県道 網掛 木くずチップ処分業

何でも
片付けます!



取扱品目

生 雑 庭 剪 竹 根
木 木 木 枝 定 笹 っ
木 木 木 枝 草 子

ローソン坂城村上店様より上田方面車で1分

ぜひお持ち込みください

- ★立木伐採
- ★木くずチップバーク材の販売
- ★マニフェスト発行OK!

お気軽にご相談ください

建設 木くずチップ処分
産業廃棄物・一般廃棄物

田中開発有限会社

- ◎産業廃棄物処分業
長野県知事許可2006127108
- ◎一般廃棄物処分業
坂城町指令第28-227号

木くずチップ工場へのお問い合わせ

TEL:0268-71-0552
090-3333-0560

長野県埴科郡坂城町大字網掛1372-12
※日曜・祝日休み 8:30～17:00営業

図書館へ行こう

町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

2月の催し物

☆おはなし会

13日(土) 午前10時30分～10時50分

☆「のぼんて」さんの紙芝居

20日(土) 午前10時30分～11時15分

☆「Book Time」さんの英語のおはなし会

27日(土) 午前10時30分～11時15分

☆点字・点訳講座 講師：山口静枝さん

2日(火)、16日(火) 午後2時～ 2階集会室

※点字・点訳講座以外は、定員15組(当日受付)です。

2階集会室で、感染症防止対策をして行います。

※マスク、咳エチケット、手指消毒にご協力ください。

おすすめの本

世界史探偵コナン1大ピラミッドの真実
(原作：青山剛昌、まんが：山岸栄一、斉藤むねお / 小学館)

日本史探偵シリーズに続いて、名探偵コナンの歴史まんがの新シリーズがスタート。コナンと少年探偵団たちがタイムワープして、エジプト、ピラミッドの真実を探ります。その後も、モナ・リザ、マルコポーロ、アトランティス大陸など、全12巻が刊行されます。



2月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

防災行政無線(同報系)のお知らせ

戸別受信機の受信・取り扱いについて

○電波受信状態などの影響により、戸別受信機から放送が流れない・流れなくなった・音が途切れる・雑音が入るなどの状況になった場合は、アンテナを伸ばす・アンテナの位置や受信機本体の場所を変えてみるなど、受信ができるかどうかまずご自身でお試しいただき。なお、電波の受信状態に影響を与える例としては、受信機付近でLED照明や家電製品を使用している場合などがあります。戸別受信機の設置場所を変更したい場合も、受信機の場所を移動させ、受信状況の確認をお願いします。

※ご自身で試しても受信ができない場合は、町から業者を手配し、電波の受信状況を確認しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

定時放送の時間

朝：午前7時 昼：午後0時30分 夜：午後8時

定時時報の時間

昼：正午 帰宅：午後4時30分(2月)

※上記のほか、放送を行うことがあります。

※放送内容を「聞き逃した」「もう一度聞きたい」場合は、自動応答電話サービス☎82-1070で確認できます。

◎問い合わせ先 企画政策課まち創生推進室

☎82-3111(内線223) 直通75-6211

まちのうごき

世帯数：6,200世帯(+13)

人口：14,679人(-4)

令和3年1月1日現在

男：7,269人(+9)

※()は前月比

女：7,410人(-13)

まちの交通事故

件数：4件

累計：37件(-10)

令和2年12月中

死者：0人

※累計は令和2年1月から

累計：0人(±0)

()は前年比

負傷者：5件

累計：45人(-23)

開催総数

第122回

一人暮らし、夫婦世帯「老後の生き方セミナー」

親族に頼らず生きていく選択

私たちは平成28年長野県より特定非営利活動法人(NPO法人)の認証を受けた団体です。会員契約を結び、病院・福祉施設・賃貸住宅などへの入院または入居をする際の身元保証、それに伴う様々な生活支援や金銭管理、さらには緊急時の支援から葬儀・納骨・死後の諸手続きまで、専門スタッフ(弁護士・司法書士・行政書士など)と協働し、相談及び支援を行っています。

医療・福祉・介護・行政機関または、身元保証等でお困りの主に高齢者からのご相談も受け付けています。



NPO法人 日本よりそい家族会

[本部] 長野県上田市中央西2-6-7 グリーンビル1階2号
[長野] 長野県長野市石渡107-17
[高崎] 高崎市矢中町44-37(7) ラッグⅢ

セミナー開催

※新型コロナウイルス感染症の影響で内容が変更・中止になる可能性があります。

2月19日(金) [受付]午後1時30分
[時間]午後2時～4時

会場：上田創造館
第二会議室(1階)

資料代：300円

講師：丸山美菜

(日本よりそい家族会 常務理事)

【要予約】0120-12-8851

— 坂城町の未来を考える —

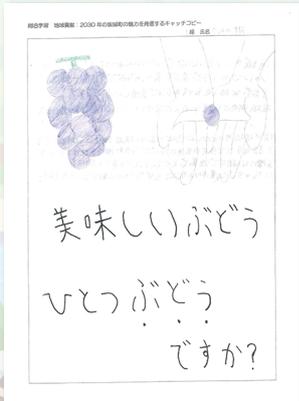
坂城中 3学年「地域貢献学習」を紹介します

坂城中学校では、3年生の総合学習の一つとして「地域貢献学習」があります。今まで坂城町の中で育ち、見守られてきた中学生たちが、今度は《坂城町に貢献をしたい》という思いから、例年であれば、自作の絵本を保育園や幼稚園に贈ったり、高齢者施設を訪問したり、ゴミ拾いをしたり、議会に意見を提案したりと、地域のために様々な活動を行ってきました。しかし、今年度はコロナ禍で例年のような活動ができなかったため、学校の中で「ふる里である坂城町にこれから先どのような貢献ができるか」を考えて学習に取り組んできました。

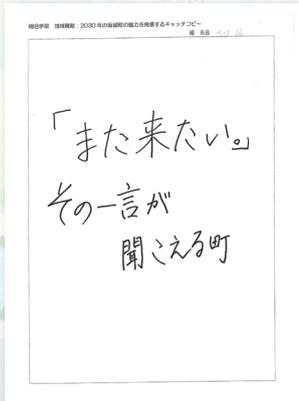
坂城町の未来を考えるにあたって、まずはSDGs(持続可能な開発目標)について学びました。次に、坂城町の弱みと強み、そして今後の可能性について、生徒それぞれの保護者の方の意見を聞きながら考え、それをもとに2030年の坂城町が理想の町になっているように、10年間、自分が取り組み続ける目標を決めました。最後に、その思いをキャッチコピーにしてお互いに発表し合い、決意を固めました。以下は生徒が考えたキャッチコピーの一例です。

生徒が成人式を迎える時には中間発表をする予定です。その時の自分自身、そして坂城町がどのようなになっているか想像しながら、目標に向かってこれからも取り組み続けます。

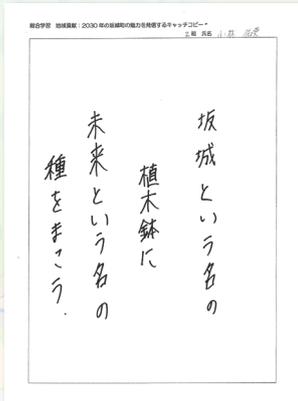
▼1組 宇田川 英俊さん



▼1組 池田 結さん



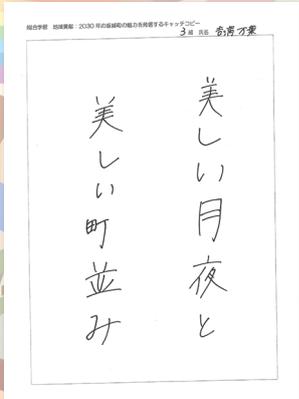
▼2組 小林 佑吏さん



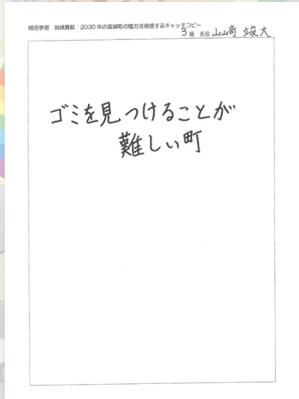
▼2組 林 春花さん



▼3組 吉満 万葉さん



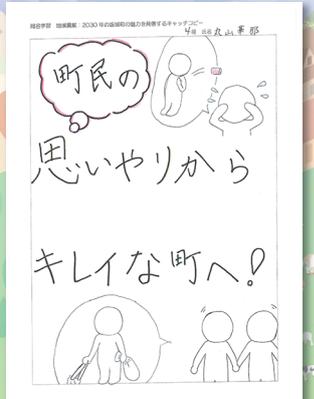
▼3組 山崎 峻大さん



▼4組 岡田 大空さん



▼4組 丸山 華那さん



「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050 坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111 直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち すメール

— 配信情報 —

- 災害・防災情報
- 町からのお知らせ
- 安心・安全情報
- 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード